

総論

第1 入学試験要項（法学既修者）

1 募集人員・競争倍率

(1) 募集人員

65名程度

法学既修者の募集人員については、②在学中の大学を3年で卒業できる制度（早期卒業制度）により卒業見込みである志願者、及び、⑥飛び級の出願資格による志願者を対象とする特別枠の制度があります。その特別枠を含めて65名程度を募集します。この制度は、特別枠に出願した者の中から上位10名程度を選抜することを予定しています

(2) 競争倍率

2018年度：3.18倍（募集人員65名程度，第3次選抜合格者数79／志願者数251）

2017年度：3.09倍（募集人員65名程度，第3次選抜合格者数71／受験者数220）

2016年度：3.50倍（募集人員60名程度，第3次選抜合格者数65／受験者数228）

2 選考方法

(1) 第1次選抜

TOEICの成績により選抜します。

2018年度 最終合格者平均点：695.6，最高点：965，最低点：460

2017年度 最終合格者平均点：702.3，最高点：970，最低点：445

2016年度 最終合格者平均点：705.5，最高点：980，最低点：455

(2) 第2次選抜

法学論文試験の結果と、第1次選抜の成績及び自己推薦書・学業成績の審査結果を総合して行います。

(3) 第3次選抜

面接試験の結果と第2次選抜までの結果を総合して行います。面接試験は法律知識を問うものではありません。

3 法学論文試験

(1) 出題形式

民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・憲法の5科目について、専門知識を前提として、問題分析力、思考力、記述力等を審査します。なお、試験場において法令集（判例解説付きでない六法）を貸与します。

法学論文試験については、5科目（民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・憲法）の各科目の得点が、一定の水準（本法科大学院第2年次の授業に参加しうる水準）に達しない場合、第2次選抜の総合得点の順位にかかわらず不合格とします。

※ 答案用紙の形式は未公表であるが、民事系及び刑事系は30行×2頁/問、憲法は30行×4頁との不確定情報がある。

(2) 試験時間

民事法（民法及び民事訴訟法）	10：00～12：15（135分）
憲法	13：30～15：00（90分）
刑事法（刑法及び刑事訴訟法）	15：45～18：00（135分）

(3) 民事法の法学論文試験の出題

法学既修者入試第2次選抜試験における民事法の法学論文試験については、「平成29年改正民法」および「平成29年改正民事訴訟法」に基づいた出題を行うこととします。出題に際しては、細かな知識ではなく、民法および民事訴訟法の基本的な考え方を問うことに留意します。

ただし、平成29年改正前民法・民事訴訟法に基づいて解答することも認め、採点において不利な扱いをしないよう配慮します。

なお、試験の際には、平成29年改正民法・民事訴訟法および平成29年改正前民法・民事訴訟法の両方を参照できるようにします。

（以上、※印を除き、一橋大学法科大学院ウェブサイトより抜粋）

第2 法学論文試験の傾向と対策

1 総論

基本的な論点に関する出題、具体的には百選掲載判例や近年の重要判例に関する出題が多い。ただし、常に判例と全く同じ事案が出題されているわけではなく、事案の異なる問題も出題されている。そのため、単に判例の判旨だけを記憶するような学習では不十分であり、事案の概要、問題の所在、規範（理由付けを含む。）、あてはめに加え、周辺知識まで含めて、正確に理解・記憶することが重要である。

また、試験時間は私立の法科大学院に比べて長いものの、問題は論点が絡み合った難易度の高いものとなっており、時間や答案用紙の紙面が不足することが考えられる。そのため、基本的事項については、正確かつ簡潔に記載できるように、事前に準備しておく必要がある。加えて、論点の取捨選択や、メリハリをつけた論述も必要になる。

なお、一部応用・発展的な問題が出題されることがあるが、そのような問題についても完答しなければ合格できないという試験ではない。応用・発展的な問題の前提となっている基本的事項に関し正確な理解を示すことができれば、十分合格することができるであろう。

2 憲法

内容面としては、平等原則、表現の自由、知る権利、職業選択の自由（営業の自由）及び信教の自由に関する出題が多い。また、直近3年では出題されていないものの、統治分野についての出題も多くなされている。これらの分野については、重点的に準備しておくことが必要であろう。とはいえ、これらの分野以外からの出題も当然予想されるため、どのような出題がされても最低限は「守れる」ような準備をすべきである（以下同じ）。

形式面としては、近年、いわゆる主張反論型での出題が続いている。主張反論型の問題においては、「原告側の訴訟代理人は、重要な憲法判例を知っており、主要な学説も知っている」と推定している。したがって、何でも主張すればよいのではない」（平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見（憲法））。重要な憲法判例や主要な学説を全く無視したような突飛な主張や、対立点を生み出すためにする主張は「『有害』でしかない」（同上）。また、被告の反論では、同じく重要な憲法判例や主要な学説に基づき原告の主張に噛み合った反論をする必要があり、私見では、原告と被告の主張反論を通じて浮かび上がった争点についての判断を示す必要がある。

3 民法

内容面としては、錯誤、詐欺、時効、物権総論、譲渡担保、詐害行為取消権、保証、売買、賃貸借、不当利得、不法行為及び日常家事債務に関する出題が多いが、それ以外にも全ての分野から満遍なく出題されている。したがって、特定の分野に偏ることなく、準備すべきである。また、賃貸借との関係では、原状回復義務の範囲やサブリースの問題など、通常受験生は学習しないであろう範囲から出題されることがある。もっとも、そのような出題が不意打ちであるのは全受験生にとって共通であるため、問題文と六法に何かヒントになるようなことがないかという視点で徹底的に向き合いながら、それなりの論述ができれば十分であろう。

形式面としては、例年大問が2問出題される。また、近年、当事者の主張とそれに対する相手方の反論を踏まえて、その当否を問うという形式の出題が多いが、その際の注意点としては、憲法で述べたところが概ねそのままあてはまる。さらに、「場合分け」をさせることが多いのも一橋民法の特徴である。なお、要件事実的な論述をする必要はなく、「請求→法的根拠→要件→

効果」という枠組み（後述）を守りつつ、その枠組みの中で問題となる論点について法的三段論法で論じるという、法律家としての正しい思考回路を文章にすれば足りる。

4 刑法

内容面としては、因果関係、故意、正当防衛、共同正犯、傷害、住居侵入、窃盗、強盗、詐欺、放火、偽造に関する出題が多い。罪数処理も軽視してはならない。

形式面としては、例年大問が2問出題される。また、「〇の罪責を論じなさい」といった一般的な出題形式が基本であるが、刑事訴訟法と同じ試験時間内で解かなければならないため、時間不足にならないよう注意が必要である。

5 民事訴訟法

内容面としては、一部請求、訴えの利益、処分権主義、弁論主義、権利自白、既判力、及び複雑訴訟からの出題が多い。

形式面としては、民法と同じ試験時間内で解くことになるが、基礎的な出題がされる傾向にあり、論ずべき分量も少ないことが多いため、原理原則から解き明かす丁寧な論述を心がけるべきである。

6 刑事訴訟法

内容面としては、捜査法分野の出題も見られるものの、公訴・公判分野及び証拠法分野からの出題が多く見られる。そして、近年の出題傾向としては、基礎となる重要判例の事実と判旨を問題文に引用し、その判例を前提として深く考えさせる問題が出されている。この出題傾向からすると、判例及び刑事訴訟法の基本的事項の正確な理解を梯子としてこれまで考えたことのないような発展的事項について現場思考で解を導き出すことが求められていると考えられる。

形式面としては、刑事訴訟法は刑法と同じ時間内に解くことになるが、刑事訴訟法の問題は総じて難易度が高いものの論じるべき分量は多くはなく、上記のとおり、基本事項の正確な理解を前提とする出題が続いているため、原理原則から解き明かす丁寧な論述を心がけるべきである。

第3 各科目の考え方

1 憲法

(1) 訴訟類型の選択

民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟等の中から、その事案に適した訴訟類型を選択する。

(2) 訴訟要件の検討